

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成28年3月22日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社イワベニ
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 薬王堂盛岡青山店 盛岡市青山一丁目18番15号
- (3) 変更しようとする事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - ウ 駐車場の自動車の出入口の位置
- (4) 変更する年月日 平成28年3月8日
- (5) 変更の理由 来客の利便性の向上のため

2 届出年月日 平成28年3月7日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所